

改正 2015年4月1日
2018年10月24日

2018年4月1日
2020年9月17日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、中京大学（以下「本学」という。）の学生生活に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 提出すべき書類

(学生台帳)

第2条 学生台帳は、本学に入学した者（以下「入学者」という。）の在籍期間における学生情報を管理するものとする。

(誓約書)

第3条 誓約書は、入学者が、学校法人梅村学園の建学の精神及び学則を遵守した学生生活を誓うものとし、第6条に規定する保証人1人の連署によるものとする。

第3章 届出

(学籍異動)

第4条 入学者は、休学、退学等の学籍に関する異動を希望する場合は、所定の願書を提出し、届け出なければならない。

(住所等変更)

第5条 入学者は、入学後に本人の現住所等に変更があった場合は、その旨を届け出なければならない。

2 前項に規定するもののうち氏名の変更については、証拠書類を添え、届け出なければならない。

(保証人)

第6条 入学者の保証人は、父母又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果し得る者でなければならない。保証人として不適当と認められたときは、その変更を命ずることができる。

2 保証人は、保証する者の在籍中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。ただし、金銭上の責任については、第3条に規定する誓約書に記載された極度額の範囲内とする。

3 保証人が死亡その他の事由により、その責任を尽くすことができないときは、新たに保証人を定め直ちに届け出なければならない。

4 保証人の現住所等に変更があった場合は、前条の規定に準ずる。

第4章 再入学

(再入学手続)

第7条 学則第87条又は第138条の規定により、本学へ再入学を希望する者が提出しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 在籍中の成績証明書

(2) 退学証明書又は除籍証明書

第5章 休学、復学、退学及び転学手続

(休学手続)

第8条 学生が学則第89条又は第139条の規定により休学しようとする場合の所定の願書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本学指定の休学願（事由を記し、保証人1人の連署）

(2) その事由を証明する書類（医師の診断書等詳細な理由書）

(編入学及び転入学者の休学)

第9条 本学学部へ編入学及び転入学した者の休学は、学則第89条の規定を準用する。

2 本学大学院へ転入学した者の休学は、学則第139条の規定を準用する。

(学部・学科変更者の休学)

第10条 本学学部において学部・学科変更した者の休学は、学則第89条の規定を準用する。

(復学、退学及び転学手続)

第11条 学生が学則第90条第2項又は第140条第2項に規定する復学、学則第92条又は第142条に規定する退学、又は学則第94条又は第144条に規定する転学をしようとする場合に必要な本学指定の願書には、その事由を明記し第6条に規定する保証人1人の連署の上、提出しなければならない。

第6章 教室及び運動施設並びに保健室及び厚生施設

(授業以外の教室及び運動施設の使用)

第12条 授業以外の教室及び運動施設の使用については、別に定める。

(保健室等の名称)

第13条 学則第34条に規定する保健室等の名称は、名古屋キャンパスにおいては保健室、豊田キャンパスにおいては保健センターという。

(厚生施設の種類)

第14条 学則第35条に規定する厚生施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学生食堂
- (2) 書店
- (3) 各種販売店
- (4) フィットネスプラザ
- (5) 理髪店
- (6) フォトスタジオ
- (7) 青雲館
- (8) 豊友館
- (9) 蓼科セミナーハウス

第7章 改廃手続

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学生生活委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、2020年9月17日から施行する。